

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 13 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条、第 3 条関係）		別表（第 2 条、第 3 条関係）	
組 織	職 員	組 織	職 員
議会事務局	事務局長 次長 <u>課長</u> 総務課の管理主幹及び秘書の事務を担当する主査	議会事務局	事務局長 次長 <u>総括課長</u> 総務課の管理主幹並びに人事、給与若しくは服務に関する事務又は秘書の事務を担当する <u>主任主査及び主査</u>
知事 の 事 務 部 局	本庁 企画理事 会計管理者 部長 技監 副部長 局長 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 <u>医師確保対策室長</u> 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務センター 所長 担当課長（部、局、室又は課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） <u>行政経営担当課長</u> <u>法務私学担当課長</u> <u>人財給与担当課長</u> 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 <u>指導審査担当課長</u> 主任主査及び主査（部及び局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 総合政策部の主任主査及び主査（政策調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） <u>経営評価課の主任主査及び主査</u> （行財政改革の事務	知事 の 事 務 部 局	本庁 企画理事 会計管理者 部長 技監 副部長 局長 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 <u>医師支援推進室長</u> 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務センター 所長 <u>課長及び担当課長</u> （部、局、室又は課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） <u>法務私学課長</u> <u>給与人事担当課長</u> <u>組織行革担当課長</u> 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 <u>指導審査課長</u> 主任主査及び主査（部及び局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 総合政策部の主任主査及び主査（政策調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担

を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。)
 人事課の人財給与又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長

出 先 機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 <u>工業技術集積支援センター</u> 所長 <u>工業技術集積支援センター</u> 次長 部長 部の室長 総務課長
	[略]	
	地方振興局	[略]
	県民生活センター	[略]
	保健所	所長 副所長 次長 <u>支所長</u>
	[略]	
	児童相談所	[略]
	<u>食肉衛生検査所</u>	<u>所長</u>
	環境保健研究センター	[略]
	[略]	
	杜陵学園	[略]
	先端科学技術研究センター	[略]
	[略]	

当する者に限る。) 人事課の給与又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長

出 先 機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 総務課長
	[略]	
	地方振興局	[略]
	<u>食肉衛生検査所</u>	<u>所長</u>
	県民生活センター	[略]
	保健所	所長 副所長 次長
	[略]	
	児童相談所	[略]
	環境保健研究センター	[略]
	[略]	
	杜陵学園	[略]
	<u>工業技術集積支援センター</u>	<u>所長</u>
	先端科学技術研究センター	[略]
	[略]	

教育委員会の事務部局	事務局	本庁	教育長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） <u>高校改革担当課長</u> 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 <u>小中学校人事担当課長</u> <u>県立学校人事担当課長</u> 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		[略]	
	教育機関	総合教育センター	所長 <u>企画総務部長</u>
		[略]	
		図書館	[略]
		高等学校	[略]
		[略]	
		特別支援学校	[略]
		幼稚園	園長 教頭
	[略]		
監査委員事務局		事務局長 <u>総括監査監</u> 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
人事委員会事務局		事務局長 <u>課長</u> 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
労働委員会事務局		事務局長 <u>課長</u> 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
[略]			

教育委員会の事務部局	事務局	本庁	教育長 <u>教育次長</u> 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 <u>課長</u> 及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） <u>高校改革課長</u> 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 <u>小中学校人事課長</u> <u>県立学校人事課長</u> 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		[略]	
	教育機関	総合教育センター	所長 <u>総務部長</u>
		[略]	
		図書館	[略]
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長
		高等学校	[略]
		[略]	
		特別支援学校	[略]
	[略]		
監査委員事務局		事務局長 <u>総括課長</u> <u>監査第一課</u> の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
人事委員会事務局		事務局長 <u>総括課長</u> 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
労働委員会事務局		事務局長 <u>総括課長</u> 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。